# 婚礼利用助成事業

#### 1 内 容

組合員及びその子が京都宿泊所を婚礼利用する場合、次のとおり助成します。

区	分	助 成 額	
婚礼利用		婚礼に要した費用(消費税相当額を含む)の 20% (千円を切り捨て)。	]未満
		ただし、上限を 250,000 円までとする。	

### 2 対 象

公立学校共済組合京都支部に所属する組合員(任意継続組合員を含む。)及びその子 (新郎・新婦共に組合員又はその子である場合、それぞれに助成します。)

### 3 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

## 4 利用手続

京都宿泊所に婚礼利用助成届書(第1号様式)を提出してください。 その際に必ず組合員証を提示してください。

## 5 助成方法

京都宿泊所に対し婚礼に要した費用を支払う際に、助成額を控除してお支払いください。

助成額については、直接当支部から京都宿泊所に支払います。

### <利用例>

- A 婚礼に要した費用 1,296,000円(消費税込み)
- B 助成額 20% (千円未満切り捨て) 250,000円 (最大 25万円まで)
- C 差引支払額 A-B 1,046,000円(組合員の支払額)